

微量 PCB 含有電気機器課電洗浄

実施手順書(CDP 洗浄法) (案) に対する意見募集の結果



環境省は、2024 年 4 月 19 日から 2024 年 5 月 20 日までの間に実施した「微量 PCB 含有電気機器課電洗浄実施手順書(脱塩素化分解・洗浄法) (案)」に対する意見募集について、その結果を取りまとめました。またパブリックコメントの指摘を受けて本手順書案を修正しました。

背景

ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)の使用製品を所有する事業者は、確実に、その PCB 使用製品を廃棄し、又はその PCB 使用製品から PCB を除去するよう努めなければならないこととされています。

PCB 使用製品から PCB を除去する方法は、PCB 使用製品から PCB を除去する方法として環境大臣が定める方法(平成 28 年環境省告示第 73 号、以下「告示」)において定められているところ、2024 年 4 月 19 日に告示を改正し、PCB の除去方法として CDP 洗浄法を新たに追加しました。

この CDP 洗浄法は、対象機器から除去した PCB を一連の工程の中で分解することまで可能な技術として、微量 PCB 含有電気機器の洗浄技術について審議する有識者会議において有効性が新たに確認された方法です。また、同有識者会議において、経済産業省及び環境省は、CDP 洗浄法について環境保全及び電気保安を確保した具体的な洗浄手順について検討を行い、「微量 PCB 含有電気機器課電洗浄実施手順書(脱塩素化分解・洗浄法) (案)」を取りまとめました。

意見募集の結果

提出意見数 : 3 件

意見概要及びこれに対する考え方は別紙1を参照

(<https://www.env.go.jp/content/000230752.pdf>)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2024 年 6 月 14 日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 相沢和人

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

